

令和7年稲敷市農業委員会第3回総会

[3月10日]

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条(届出—中間管理機構・円滑化団体の取得)
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)
日程 4 報告第3号 農地法第4条(届出)
日程 5 報告第4号 農地法第18条(通知)
日程 6 議案第1号 農地法第3条(委員会)
日程 7 議案第2号 農地法第5条(知事)
日程 8 議案第3号 現況証明(農委処分)
日程 9 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)
日程10 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 議案第1号
日程 7 議案第2号
日程 8 議案第3号
日程 9 議案第4号
日程10 議案第5号

出席委員

1番	吉田武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	13番	足立久美子君
4番	山口幸一君	14番	内田和新君
5番	永野修君	15番	山口和彦君
6番	宮本信夫君	16番	飯塚治正君
8番	村松清美君	17番	坂本富男君
9番	坂本和夫君	18番	川島昇君
10番	村山文雄君	19番	根本脩君

欠 席 委 員

7 番 篠 崎 惣 壽 君

出 席 説 明 員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島 臣 哉 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	宮 本 祐 司 君
農 業 委 員 会 事 務 局 係 長	坂 本 証 君
農 業 委 員 会 事 務 局 主 査	久 保 田 健 夫 君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和7年3月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いたします。本日の出席委員は18名です。欠席委員は、7番篠崎惣壽委員1名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん13名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は8番村松清美委員、9番坂本和夫委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。
議案書1ページをお開き願います。

農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届け出2件でございます。申請番号1番、中島字後田 田1筆 1, 929㎡、申請番号2番、羽賀浦字水神 田1筆 2, 972㎡になります。この届出は、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書2ページから9ページまでの12件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第4条（届出）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第4条（届出）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第4条（届出）」について報告いたします。

議案書10ページでございます。農地法第4条第1項第8号の規定に基づく、市街化区域内の農地転用の届け出1件でございます。申請番号1番、江戸崎字新山 畑2筆 547㎡について、自己住宅用地として利用するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 報告第4号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第4号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第4号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書11ページから19ページまでの13件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号2番から13番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程6 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

久保田主査。

○農業委員会事務局主査（久保田健夫君） 20ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」

売買による所有権移転5件、贈与による所有権移転2件、賃貸借権の設定9件、使用貸借権の設定2件でございます。

申請番号1番 甘田字西、他1地区、田2筆、4, 616㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 堀川字草切、畑1筆、178㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため受贈するものでございます。

申請番号3番 上根本字鍛冶屋台、他2地区、畑5筆、1, 965㎡についてでございますが、受人が使用貸借権を更新するものでございます。

申請番号4番 手賀組新田字秋塚、他1地区、田15筆、30, 430㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のために賃貸借権を設定するものでございます。

申請番号5番 押砂字中野、田1筆、571㎡についてでございますが、受人が使用貸借権を更新するものでございます。

申請番号6番 稲波字北区、田2筆、8, 925㎡についてでございますが、受人の自作地に隣接しており、耕作便利のため借り受けるものでございます。

申請番号7番 稲波字北区、田2筆、5, 454㎡についてでございますが、受人の自作地に隣接しており、耕作便利のため借り受けるものでございます。

申請番号8番 幸田字仕立洲、田2筆、畑1筆、247㎡についてでございますが、受人が営農を開始するために買い受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号9番 神宮寺字神宮寺、田3筆、2, 281㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため賃貸借権を設定するものでございます。

申請番号10番 犬塚字荒野、田1筆、4,061㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号11 犬塚字荒野、田2筆、1,782㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。なお、申請番号10番及び11番について、鹿嶋市農業委員会より田1,600㎡、畑1,262㎡の自作地を所有している耕作証明書が添付されております。

申請番号12番 月出里字花指、畑1筆、273㎡についてでございますが、受人が営農を開始するために買い受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号13番 本新、田1筆、畑1筆、17,001㎡についてでございますが、受人が賃貸借権を更新するものでございます。

申請番号14番 佐倉字外浦、田1筆、1,707㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のために賃貸借権を設定するものでございます。

申請番号15番 江戸崎字外浦、田3筆、1,601㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のために賃貸借権を設定するものでございます。

申請番号16番 江戸崎字外浦、田1筆、2,012㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のために賃貸借権を設定するものでございます。

申請番号17番 江戸崎字道城沖、田2筆、1,442㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のために賃貸借権を設定するものでございます。

申請番号18番 西ノ洲字西ノ洲、他5地区、田5筆、畑2筆についてでございますが、受人が母から受贈するものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。申請番号1番について、報告いたします。

3月6日に田仲推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しておりますが、主なる作業は農業法人に委託しています。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。申請番号2番について報告いたします。

3月6日に松田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に野菜一般を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得

の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口幸一君） 4番山口です。申請番号3番について、報告いたします。

3月7日に沼崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は同一世帯員で150日です。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番、5番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。申請番号4番、5番について、報告いたします。

3月1日に木内推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。両受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、4番はトラクター2台、田植機1台を所有しており、刈取り乾燥調整は地元の生産組合を利用しており、組合の農機具所有状況は、コンバイン1台、乾燥機3台を持っており、5番は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数については、4番、5番共に150日以上。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番、7番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。申請番号6番、7番について、報告いたします。

3月2日に山口推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数230日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○14番（内田和新君） 14番内田です。申請番号8番について、報告いたします。

3月5日に板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は新規に農業を開始するため、畑を取得する予定であります。農機具等の所有状況は、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数220日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号9番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。申請番号9番について、報告いたします。

3月6日に藤巻推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している農業者であります。農機具等の所有状況は、トラクター1台、軽トラック2台、レンコン堀ポンプ2台を所有しております。農作業従事日数330日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号10番から12番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。申請番号10番、11番について、報告いたします。

3月5日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にサツマイモ、葉物野菜を栽培している農業者であります。この方は他市の方ですけれども、農地を当市で取得できれば当市で大型の観光農園を開く予定との熱意をもった方です。親御さんも他県から移住してもいいとの事です。農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

続きまして申請番号12番について、報告いたします。

3月5日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は新規に農業を開始するために畑を取得する予定であります。宅地の隣に農地がありまして、大根や葉物野菜などの自家用の野菜を栽培しております。その栽培を続けていく予定であります。農機具等の所有状況は、耕運機1台を購入する予定であります。農作業従事日数200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号13番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。申請番号13番について、報告いたします。

3月6日に野口推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、レンコンを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター5台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機3台、軽トラック1台、2トン車1台、4トン車1台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号14番から17番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。申請番号14番から17番について、報告いたします。

3月2日に小貫推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、レンコン堀用ポンプ10台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号18番について、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。申請番号18番について、報告いたします。

3月4日に黒田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、軽トラック2台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 25ページをお開き願います。

申請番号1番 上根本字境田、田1筆、95㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で10ヘクタール以上の広がりのある農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、現在申請地隣に両親と同居しておりますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、自宅を建て替えるにあたり、宅地への進入路及び駐車場が必要となったため、申請に及んだものでございます。転用目的は自己住宅への進入路及び駐車場（普通車2台分）となっております。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行規則第33条第1項第4号、住宅等の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号2番 佐原組新田字高丸、畑1筆、399㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域除外済みの第1種農地と判断いたしました。申請人は、現在アパートに居住しておりますが、結婚に伴い今後のことを考え自己住宅を建築するものでございます。転用計画は、軽量鉄骨造2階建て1棟60.23㎡、取水は水道、汚水・雑排水は公共下水へ放流する計画です。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行規則第33条第1項第4号、住宅等の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号3番 高田字青宿下、畑4筆、1,053㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。585Wパネル148枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号4番 桑山字浦向、田1筆、1,106㎡についてですが、市街化調整区域内で農用地区域内にある農地であります。申請人は、申請地付近で行われる排水路整備工事を請負う建設業者であり、工事に使用するための資材置場として、令和7年7月31日までの申請に及んだものであります。申請内容については、暗渠排水管59本、碎石1,170㎡等となっております。なお、申請地は農用地区域内ですが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるものであって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれ無しと認められる場合に該当いたします。

申請番号5番 江戸崎字神倉、田1筆、907㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。585Wパネル160枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

これで議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口幸一君） 4番山口です。

申請番号1番について、去る5日、野村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅への進入路及び駐車場として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君） 17番坂本です。

申請番号2番について、去る5日、木内推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番から5番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。

申請番号3番から5番について、去る5日、清原推進委員と藤巻推進委員と木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、3番、5番については、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。

4番については、一時的に資材置場用地として使用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第3号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 27ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付20件でございます。

申請番号1番 甘田字宅地添、畑1筆、123㎡についてですが、昭和50年頃より自宅への進入路として使用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号2番 四箇字来栖、田2筆、3,434㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号3番 浮島字太田部、他1地区、畑2筆、456㎡についてですが、平成元年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号4番 浮島字池畑、他4地区、田4筆、畑8筆、2,744㎡

申請番号5番 上君山字栗山、畑1筆、624㎡

申請番号6番 犬塚字水たれ、畑2筆、1,245㎡

申請番号7番 伊佐津字向長郷地、他1地区、畑2筆、1,369㎡

申請番号8番 下太田字諏訪原、畑1筆、487㎡

申請番号9番 下太田字諏訪原、畑1筆、497㎡

申請番号10番 下太田字諏訪原、畑1筆、532㎡

申請番号11番 角崎字東長作、他1地区、畑2筆、1,095.53㎡

申請番号12番 狸穴字原、他1地区、畑2筆、2, 198㎡

申請番号13番 角崎字東長作、畑1筆、978㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号14番 西代字南田、田1筆、2, 400㎡についてですが、昭和61年頃より中古車置場として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号15番 月出里字花指、田1筆、1, 172㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号16番 江戸崎字原、畑2筆、495㎡についてですが、38年前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号17番 村田字池下、田2筆、2, 013㎡

申請番号18番 沼田字東前、畑1筆、501㎡

申請番号19番 江戸崎字児松、畑1筆、1, 002㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号20番 釜井字六反町、田1筆、29㎡についてですが、昭和42年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番から2番について、去る5日、黒澤委員と田仲推進委員と原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、1番については、昭和50年より自宅への進入路として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。2番については、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番、4番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。

申請番号3番、4番について、去る5日、吉田委員と小貫推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、3番については、平成元年頃より宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。4番については、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君） 13番足立です。

申請番号5番について、去る5日、墳本委員と岡野推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。

申請番号6番について、去る5日、村山委員と清原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番から10番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。

申請番号7番から10番について、去る5日、山口委員と松田推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地はいずれも荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号11番から13番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○12番（遠藤一行君） 12番遠藤です。

申請番号11番から13番について、去る5日、山口委員と海老原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地はいずれも荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号14番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。

申請番号14番について、去る4日、坂本富男委員と推進委員の坂本泰助委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、昭和61年頃より中古車置場として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号15番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。

申請番号15番について、去る5日、足立委員と古渡推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号16番から19番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。

申請番号16番から19番について、去る5日、宮本委員と清原推進委と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、16番は38年前頃より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。17番から19番については、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号20番について、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。

申請番号20番について、去る5日、坂本委員と高城推進委と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、昭和42年頃より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君）

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程9 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 33ページをお開き願います。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

今回は、13件、38筆、102,688㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)」を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(宮本祐司君) 39ページをお開き願います。

議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)」についてでございます。農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

再転貸が17件、68筆、115,073㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受け手間契約)」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長(根本 脩君) 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和7年3月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時55分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

8 番 委 員 村 松 清 美

9 番 委 員 坂 本 和 夫